## ○接客業務受託営業の停止命令

(第35条の4第4項第2号)

**改正** 平成 24 年 11 月 27 日 平成 26 年 3 月 20 日

平成 28 年 6 月 23 日 平成 29 年 3 月 22 日

平成 30 年 6 月 15 日 令和元年 12 月 14 日

令和2年4月1日 令和4年4月4日

## 処分基準

## 令和4年4月4日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風俗営業等適正 化法)
根拠条項	第 35 条の 4 第 4 項第 2 号
処分の概要	接客業務受託営業の停止命令
原権者(委任 先)	岡山県公安委員会
法令の定め	風俗営業等適正化法第 35 条の 4 第 3 項(処分移送通知書の送付)
処分基準	別紙2のとおり
問合せ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室

#### 別紙 2

# [別紙参照]